

年金積立金管理運用独立行政法人業務方法書の変更(案)新旧対照表

新	旧（参考）
変更：令和 4 年 6 月 2 0 日付厚生労働省発年 0620 第 7 号認可 <u>変更：令和●年●月●日付厚生労働省発年●第●号認可</u> （管理及び運用の基本的考え方） 第 5 条 （略） 2 （略） （1）～（1 0） （略） （新設・現行の L P S の条文「（1 1）」の前に挿入） <u>（1 1） 管理運用法人は、オルタナティブ資産への投資を匿名組合への投資により行う場合には、以下に掲げる要件を満たす方法によるものとする。</u> <u>ア その営業の内容が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 1 0 年法律第 9 0 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる事業に相当するもののみである匿名組合であって、特定の個別案件のみに投資することを目的に組成されるものではないこと（新たに組成される匿名組合への投資については、匿名組合の組成時には複数の案件に投資することを想定していたが、その後、経済情勢の変化等により投資が行われなかったため、結果的に個別案件のみに投資すること</u>	変更：令和 4 年 6 月 2 0 日付厚生労働省発年 0620 第 7 号認可 （管理及び運用の基本的考え方） 第 5 条 （略） 2 （略） （1）～（1 0） （略） （参考） （1 1） 管理運用法人は、オルタナティブ資産への投資を L P S への投資により行う場合には、以下に掲げる要件を満たす方法によるものとする。 ア 特定の個別案件のみに投資することを目的に組成される L P S ではないこと（新たに組成される L P S への投資については、L P S の組成時には複数の案件に投資することを想定していたが、その後、経済情勢の変化等により投資が行われなかったため、結果的に個別案件のみに投資することとなったものを除き、既に組成されている L P S への投資については複数の投資対象に分散投資されているものに限る。）。)

新	旧（参考）
<u>となったものを除き、既に組成されている匿名組合への投資については複数の投資対象に分散投資されているものに限る。）。</u> <u>イ 匿名組合が投資対象とする案件については、管理運用法人の投資分は、匿名組合の投資対象が発行する有価証券の種類ごとについて50%以下であること。ただし、議決権の保有割合が50%以下であることを前提に、匿名組合による投資が投資対象の経営に関与する懸念がない等、管理運用法人が支配的な地位にないことが明確であるとして、経営委員会の議決を経た場合は、投資が可能であること。</u> <u>ウ 投資する匿名組合が不動産を直接保有するものではないこと。</u> <u>エ 匿名組合への投資を行う場合は、経営委員会への事前及び事後の報告を行うこと。ただし、経営委員会が定める一定規模以下の出資の場合には事後の報告とすること。</u> <u>オ 匿名組合への投資については、投資対象分野、投資額、投資期間など必要な情報を開示すること。</u> <u>カ 匿名組合への投資を行う場合は、匿名組合契約等において以下の事項を定めること。</u> <u>（ア） 営業者は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びに</u>	イ L P S が投資対象とする案件については、管理運用法人の投資分は、L P S の投資対象が発行する有価証券の種類ごとについて50%以下であること。ただし、議決権の保有割合が50%以下であることを前提に、L P S 等による投資が投資対象の経営に関与する懸念がない等、管理運用法人が支配的な地位にないことが明確であるとして、経営委員会の議決を経た場合は、投資が可能であること。 ウ 投資するL P S が不動産を直接保有するものではないこと。 エ L P S への投資を行う場合は、経営委員会への事前及び事後の報告を行うこと。ただし、経営委員会が定める一定規模以下の出資の場合には事後の報告とすること。 オ L P S への投資については、投資対象分野、投資額、投資期間など必要な情報を開示すること。

新	旧（参考）
<u>これらの附属明細書（（ウ）において「財務諸表等」という。）を作成すること。</u> <u>（イ） （ア）の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書については、公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けなければならないこと。</u> <u>（ウ） 匿名組合員は、（ア）の財務諸表等及び（イ）による監査の結果に関する報告書の閲覧又は謄写を請求することができること。</u> <u>（１２）</u> 管理運用法人は、オルタナティブ資産への投資をL P S への投資により行う場合には、以下に掲げる要件を満たす方法によるものとする。 ア （略） イ L P S が投資対象とする案件については、管理運用法人の投資分は、L P S の投資対象が発行する有価証券の種類ごとについて5 0 %以下であること。ただし、議決権の保有割合が5 0 %以下であることを前提に、L P S による投資が投資対象の経営に関与する懸念がない等、管理運用法人が支配的な地位にないことが明確であるとして、経営委員会の議決を経た場合は、投資が可能であること。	<u>（１１）</u> 管理運用法人は、オルタナティブ資産への投資をL P S への投資により行う場合には、以下に掲げる要件を満たす方法によるものとする。 ア （略） イ L P S が投資対象とする案件については、管理運用法人の投資分は、L P S の投資対象が発行する有価証券の種類ごとについて5 0 %以下であること。ただし、議決権の保有割合が5 0 %以下であることを前提に、L P S 等による投資が投資対象の経営に関与する懸念がない等、管理運用法人が支配的な地位にないことが明確であるとして、経営委員会の議決を経た場合は、投資が可能であること。

新	旧（参考）
ウ～オ （略） <u>（ 1 3 ）</u> （略） <u>（ 1 4 ）</u> （略） <u>（ 1 5 ）</u> （略） <u>（ 1 6 ）</u> （略） 3 （略） （随意契約） 第 1 0 条 管理運用法人は、第 7 条及び前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約によることができるものとする。 （ 1 ） （略） （ 2 ） 第 5 条第 2 項第 5 号、第 7 号、第 1 0 号及び<u>第 1 5 号</u>の規定に基づく選定を行ったとき （ 3 ）～（ 7 ） （略） （情報システムの整備と利用） 第 2 1 条 管理運用法人は、情報システム（手作業によるか、機械化されているかにかかわらず、情報を処理及び伝達するための仕組みをいう。以下同じ。）の整備及び利用に関し、次に掲げる事項を定めた	ウ～オ （略） <u>（ 1 2 ）</u> （略） <u>（ 1 3 ）</u> （略） <u>（ 1 4 ）</u> （略） <u>（ 1 5 ）</u> （略） 3 （略） （随意契約） 第 1 0 条 管理運用法人は、第 7 条及び前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約によることができるものとする。 （ 1 ） （略） （ 2 ） 第 5 条第 2 項第 5 号、第 7 号、第 1 0 号及び<u>第 1 4 号</u>の規定に基づく選定を行ったとき （ 3 ）～（ 7 ） （略） （情報システムの整備と利用） 第 2 1 条 管理運用法人は、情報システム（手作業によるか、機械化されているかにかかわらず、情報を処理及び伝達するための仕組みをいう。以下<u>この条において</u>同じ。）の整備及び利用に関し、次に掲げ

新	旧（参考）
規程を整備するものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。 （１）・（２）（略）	る事項を定めた規程を整備するものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。 （１）・（２）（略）

附 則（令和●.●.●変更）

この変更は、令和●年●月●日から施行する。